

過去 10 年の知的財産推進の取組の検証について(案)

競争力強化・国際標準化関連

内容

1. 知的財産の創造	2
1-1. 産学連携機能の強化	2
1-2. 職務発明規定の見直し	5
2. 知的財産の保護	7
2-1. 紛争処理機能の強化	7
2-2. 特許制度の国際調和推進	10
2-3. 特許審査の迅速化	13
2-4. 審判制度の改革	15
2-5. 営業秘密の保護強化	17
3. 知的財産の活用（適切な権利行使の在り方の検討）	20
4. 中小・ベンチャー企業の知財活動支援	23
5. 国際標準化戦略の推進	27
6. 知財人財育成	32

1. 知的財産の創造

1-1. 産学連携機能の強化

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 全国数十程度の主要な国公立大において、知的財産の創造と活用を総合的に支援する「知的財産本部」の整備等を開始する。
- ・ 大学知財本部、TLOについて、大学等の知財活動を中長期的に強化するため、一本化や一層の連携強化のための方策を検討する。

【実績】

- ・ 「大学知的財産本部整備事業」を実施した43件(単独又は複数連携した大学等)で知的財産本部が設置された。
- ・ 国立大学法人からのTLOへの出資、外部TLOの大学知的財産本部への統合等、大学とTLOとの連携が進展。

【論点】

(1) 承認TLOの現状(45機関(平成22年度実績))

- ・ 赤字の機関数：33機関(補助金を除く)
- ・ 従業員10名以内の機関数：32機関
- ・ 年間ライセンス件数が10件以下の機関数：31機関
- ・ 年間ライセンス収入が5百万円以下の機関数：22機関

(2) 大学等における産学官連携組織の近況(平成22年度実績)

- ・ 大学等における知的財産の管理活用体制の整備状況は以下の通り。

【大学知的財産本部等の整備状況(H22.4.1)
文部科学省 産学官連携活動等調査】

	回答 機関数	既に整備 している	今後整備 予定である	整備する予定 はない
	機関 (881)	機関 (197)	機関 (170)	機関 (514)
総数	897	216	171	510
国立大学等	(91)	(74)	(3)	(14)
	91	74	3	14
私立大学等	(693)	(99)	(141)	(453)
	708	113	151	444
公立大学等	(97)	(24)	(26)	(47)
	98	29	17	52

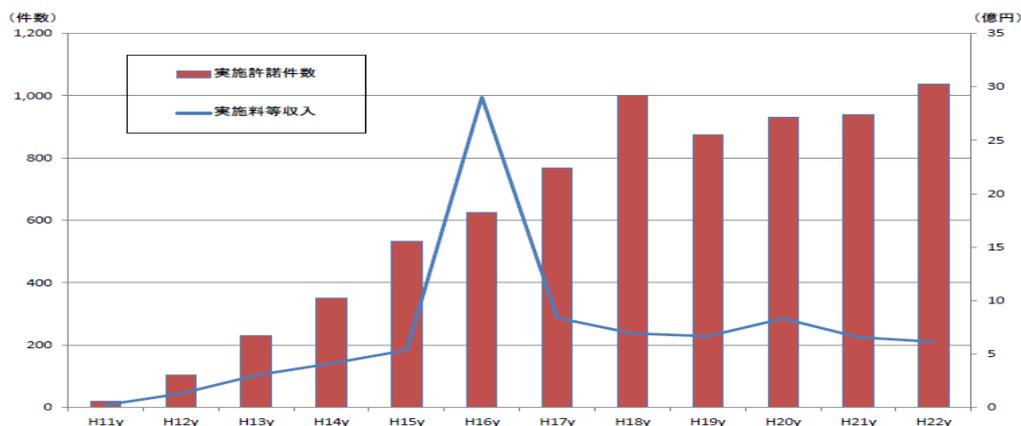
※上段()書きは、前年度実績

出典：知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会(平成23年1月14日)

(3) 承認TLOの実施許諾件数、実施料等収入の推移

- ・ 承認TLOが関与した実施許諾件数は増加傾向にあるが、実施料等収入は概ね横ばい。

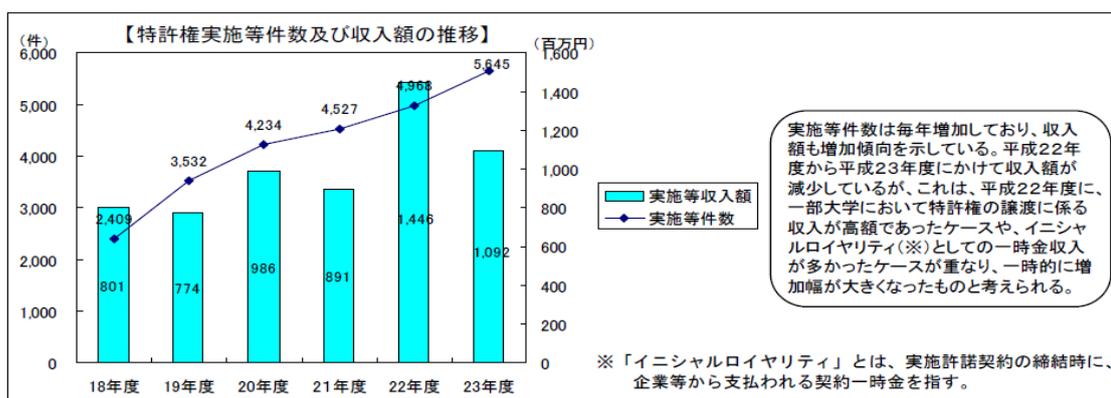
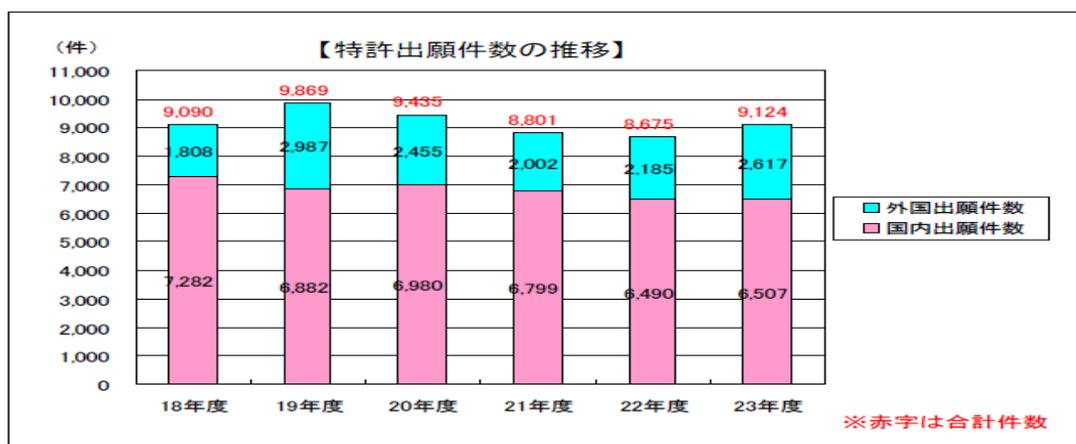
承認TLOが関与した技術移転件数・実施料等収入の推移



出典：経済産業省HP

(4) 大学等の特許出願件数、特許権実施等件数及び収入額の推移

- 大学等の特許出願件数は概ね横ばい、特許権実施等件数は増加傾向にある。



出典：文部科学省「平成23年度 大学等における産学連携等実施状況について」

(5) TLOの体制整備等に対する支援

- 承認から5年間、技術移転事業を行うために必要な費用の一部（スペシャリス

トの人件費・活動費等の2/3)の補助や地域の産学連携の拠点におけるTLO等の活動を支援する「創造的産学連携体制整備事業」が今年度で終了。

(6) 大学等の産学連携体制整備等に対する支援

- ・ 「大学知的財産本部整備事業」(平成15～19年度:支援対象43件(単独又は複数連携した大学等))や、国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援を行う「大学等産学官連携自立化促進プログラム」(平成20～24年度(平成20～21年度は「産学官連携戦略展開事業」):支援対象67機関)により、知的財産本部等の整備が進展し、「大学等産学官連携自立化促進プログラム」は今年度で終了。

(7) 承認TLOの統合や設置形態の現状

- ・ 平成24年4月現在、承認TLOは39機関。
- ・ 知財本部への統合:東工大(19年4月)、筑波大(20年7月)、北大(21年5月)、長崎大(22年5月)、宮崎大(24年4月)
- ・ 広域型のTLO(2大学以上と連携しているもの):関西ティー・エル・オー(京大、九大等)、テクノネットワーク四国(四国地域の大学等)等14機関(平成24年12月時点)
- ・ 分野専門型のTLO:名古屋産業科学研究所(バイオ・化学分野)

(8) 産学連携についての有識者等からの意見

- ・ 大学単位で設立された小規模TLOでは、技術移転に値する十分な特許が得られず、特許ライセンス活動も沈滞化の悪循環で、経営が悪化している。
- ・ 大学内の知財本部、産学連携本部等との二重構造で、企業にとり混乱要因となっている。
- ・ 我が国は米国に比較して、大学等からの特許出願件数は十分な水準であるものの、大学等の特許登録件数、ライセンス件数及び収入、製品化件数、大学発ベンチャー起業数で、大きく見劣っている。

(知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会資料より)

- ・ 米国でも産学連携の成果が出るのに10年以上かかった。黒字化するまでには時間がかかる。
- ・ 実用化に至る技術に出会う確率は低いため、扱う技術が少ない小規模TLOでは実用化は難しい。一方で、技術移転には技術を理解するために大学の先生との対面が必要なので、対象とする大学の数が多すぎると逆に効率が悪くなる。
- ・ TLOの分野を専門化するということがあるが、専門化しすぎると融合分野がカバーできなくなるというデメリットも出てくる。

(知財事務局による有識者ヒアリングより)

1-2. 職務発明規定の見直し

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 2002 年度中に、企業における実態、従業者層の意識、各国の制度・実態等の調査を行う。その結果を踏まえて、改正の是非及び改正する場合にはその方向性について検討を行い、2003 年度中に結論を得る。

【実績】

- ・ 職務発明規定（特許法 35 条）を改正した（2005 年 4 月施行）。

【論点】

（1）職務発明制度の概要

新職務発明制度のポイントは以下のとおり。

- ・ 原則、職務発明の対価は使用者・従業者間の「自主的な取決め」に委ねる。
- ・ 「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素を重視して判断^{1, 2}。

（2）職務発明制度の改正についてのユーザーの意見

職務発明制度については、制度を再度見直すべきとの意見（職務発明を原始的に使用者に帰属させる制度にすべきとの意見や、制度を廃止して職務発明の扱いについては使用者と従業者との契約に委ねるべきとの意見等）がある一方、未だ新職務発明制度が適用された裁判例がない状況下においては状況を見守るべきとの意見も存在し、制度の再改正の必要性について意見が分かれている。

再改正に賛成する意見

- 発明者のみに権利を与えることで、集団での研究開発や使用者の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 改正法のいう「不合理性」の判断基準が不明確であり、予測可能性が低い。
- 制度の国際調和の観点を重視すべき。特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。

再改正に反対する意見

- 新法を適用した裁判例がまだ見出されず、改正法の運用や評価が定まっていないため、当面の間は状況を見守るべき。
- 特許法第35条を削除すると一般法たる民法に判断がゆだねられることとなり、予測可能性が一層低下すると考えられる。このため、同条を削除せずに、運用レベルで細部を調整する方策の方が望ましい。
- 現実に認められる対価が低額になったことや、企業の職務発明に対する対応も変わってきて訴訟も減っているため、静観すればよいのではないかと。

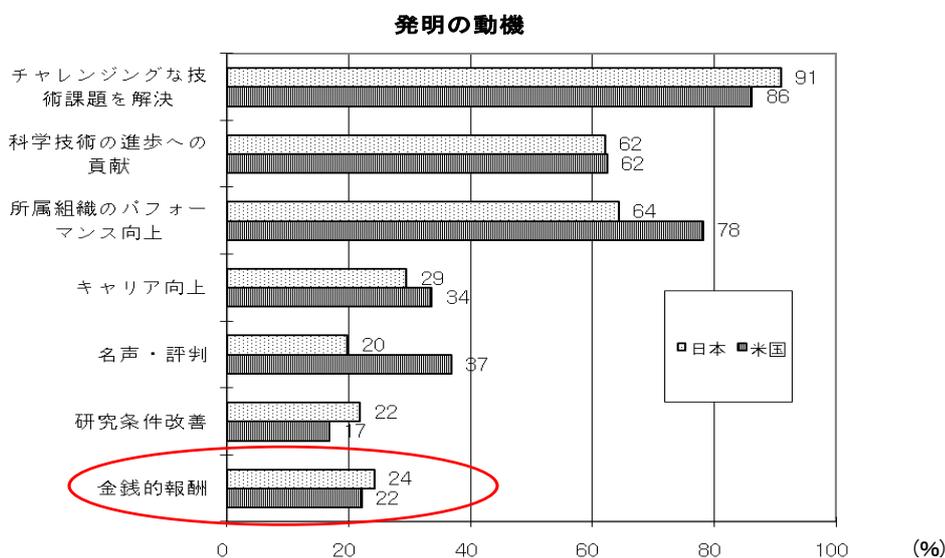
出典：「最近の知的財産権を巡る諸論点について」（特許庁，2012年3月）

¹ 「産業財産権法逐条解説〔第18版〕」（特許庁，平成22年3月）には、「不合理性の判断は、手続面と実体面の双方につき、対価の額が決定されて支払われるまでの全過程における各要素を総合的に評価して行われるが、その評価に際しては手続面が重視して考慮される。」と記載されている。

² 特許庁は、新職務発明制度に沿った手続が円滑に行われるようすることを目的として、「新職務発明制度における手続事例集」（特許庁，2004年9月）を作成。この手続事例集は、特許庁が新職務発明制度の考え方を様々な場において説明した際に出された質問や、産業界、労働界、大学等から収集した手続事例等を参考に、Q&A形式でまとめたもの。

(3) 発明への動機

経済産業研究所が実施した日米発明者サーベイ³によれば、発明をする動機として金銭的報酬が重要だと指摘した発明者は、日米とも多数派ではなかったものの一定程度存在。



出典:「日米のイノベーション過程:日米発明者サーベイからの知見」,長岡貞男,2010年

(4) 職務発明規程の整備状況

特許庁が2006年に実施したアンケート調査⁴によれば、99%の企業等が職務発明について何らかの規程を備えている(内訳:大企業100%、中小企業96%、大学・公的機関93%)。

(5) 海外の制度

①米国

職務発明規定は存在しない。特許を受ける権利はつねに発明者に原始的に帰属。従業者から使用者への特許を受ける権利の承継は、契約等に委ねられており、給与の中に権利の承継に対する対価が含まれるとする雇用契約が結ばれることが一般的。

②ドイツ

日本と同様、職務発明に係る権利を従業者に原始的に帰属させる制度。従業者に対する補償金の算出基準について詳細なガイドラインが存在。

③イギリス、フランス、ロシア

職務発明を使用者に原始帰属させる制度を採用。しかし、いずれの国も従業者に対価の請求権を認める等により使用者と従業者との間の均衡を図っている。

出典:産業構造審議会特許制度小委員会報告書「職務発明制度の在り方について」(2003年12月)

3 日米欧のいずれの特許庁にも出願されている特許出願からランダムに抽出した出願における発明者を対象。

4 期間:2006年1月10日~24日。2004年に日本で公開された特許出願が10件以上の企業、大学、公的機関2019法人を対象。有効回答:1093(大企業775、中小企業257、大学・公的機関61)

2. 知的財産の保護

2-1. 紛争処理機能の強化

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設につき、必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指す。

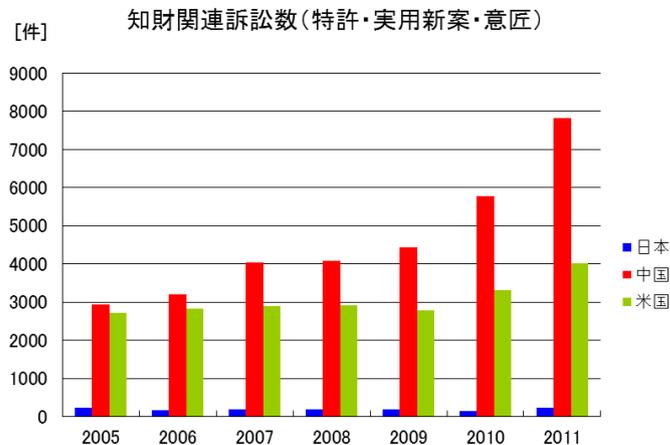
【実績】

- ・ 「知的財産高等裁判所設置法」に基づき、知的財産高等裁判所が発足した（2005年4月施行）。
- ・ 「裁判所法等の一部を改正する法律」に基づき、知的財産事件における裁判所調査官の権限の拡大・明確化等、知的財産関連訴訟の紛争処理機能を強化した（2005年4月施行）。

【論点】

(1) 知財訴訟件数

- ・ 米国や中国と比べ我が国の知財関連訴訟数は非常に少ない⁵。



※ 米国には植物特許を含む。また、米国には実用新案制度がない
※※ 日本中国は1月～12月、米国は10月～9月

出典：「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁,2012年6月）。なお、2011年の日本のデータについては「平成23年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」（最高裁判所事務総局行政局）に基づき知財事務局が作成

訴訟地に関する意見

○訴訟を起こす場合、ビジネスの観点を一番重視。アップルとサムソンのように戦略的に戦えば別だが、同時に4つも5つも裁判を起こすことは現実的には難しいので、一番ビジネスインパクトが大きいところで裁判をするということになる。（産業界）

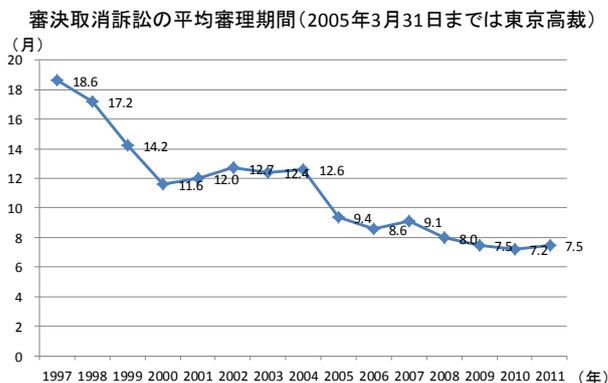
○米国で訴訟が多いのは、訴訟が既にビジネスになっているから。米国には訴訟に関わる様々なビジネスがあり、訴訟が非常にやりやすい環境が整っている。（産業界）

出典：パテント2012 Vol. 65 No. 8

⁵ 知財訴訟件数は、各国の社会的背景、法制度の差異（証拠収集手続、訴訟費用の敗訴者負担、懲罰的損害賠償等）、マーケットとしての位置付け、特許審査等の諸要因に左右される可能性があるため、単純に比較することはできないという点には留意が必要である。

(2) 知財訴訟の平均審理期間

- 日本の知財関係民事事件における第一審平均審理期間（2011年）は13.4月。また、審決取消訴訟の平均審理期間（2011年）は7.5月。

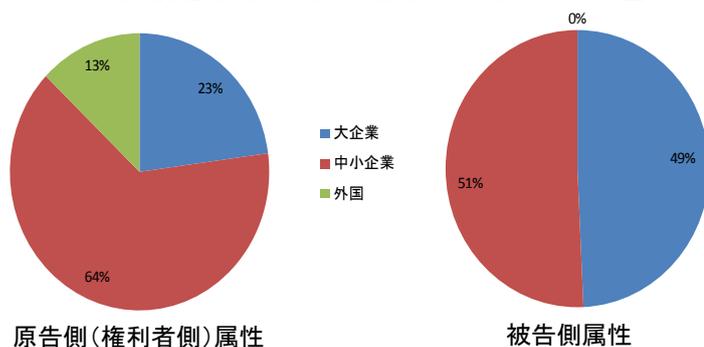


知的財産高等裁判所ウェブサイトに基づき知財事務局作成

(3) 日本の特許侵害訴訟における原告・被告の属性

- 日本における特許侵害訴訟の原告は中小企業が多く、大企業は権利の数に比して原告となることが極めて少ない。
- 中小企業が大企業を訴えた場合、勝訴率は極めて低くなる（勝訴率10%）。

特許侵害訴訟における原告と被告の属性



属性別権利者勝訴率

権利者 → 侵害者	件数	勝訴件数	権利者勝訴率
大企業 → 大企業	7	3	43%
大企業 → 中小企業	9	3	33%
中小企業 → 中小企業	24	6	25%
中小企業 → 大企業	20	2	10%
外国 → 大企業&中小企業	5	1	20%

知財事務局作成(分析対象:2010年及び2011年に判決が出た特許侵害訴訟(第一審)。和解や取下げとなった事件は分析対象に含まれていない。)

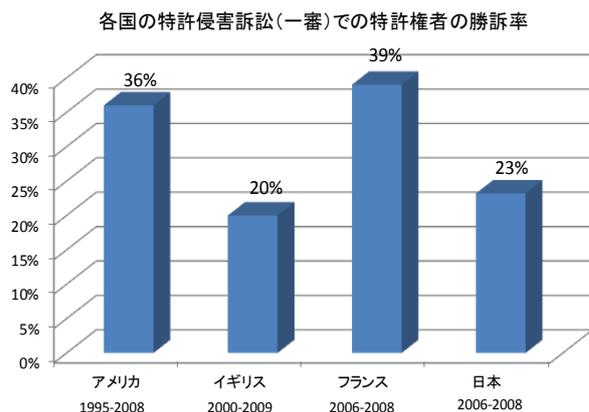
(4) 特許侵害訴訟における特許権者の勝訴率(判決ベース)

- 我が国における特許・実用新案侵害訴訟での権利者(特許・実用新案)の勝訴率(判決ベース)は、米、仏に比べると低い数値となっている⁶。ただし、権利

⁶ 独については、デュッセルドルフ裁判所だけのデータであるが、2006年~2009年の権利者勝訴率は63%となっている(Finnegan's Global IP Project Managing IP (2010年9月)より)。

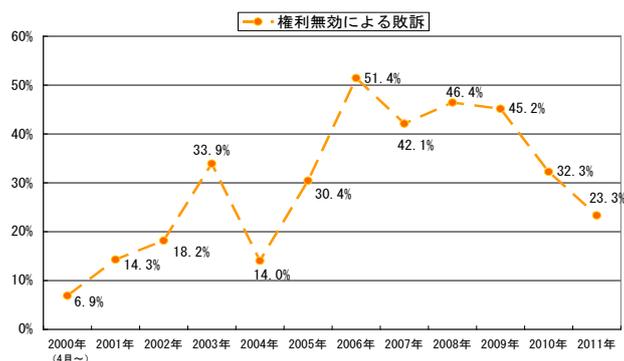
者の勝訴率は特許権の質等の種々の要因に影響される点や、実際には和解や取下げにより終了する事件が半数近くある点⁷等も考慮する必要があるため、判決のみに基づいて各国における権利者の勝訴率を単純に比較することはできない。

- ・ 訴訟で無効の抗弁が認められることを恐れて提訴しない権利者が多いのではないかといった意見もあるが、我が国における特許権侵害訴訟で権利者が権利無効により敗訴する割合は近年減少傾向（2011年は23.3%）。



“Aron Levko, 2009 Patent Damages Study - Preliminary Results, FTC Panel Discussion, 2009年2月”
及び“Finnegan’s Global IP Project Managing IP, 2010年9月”に基づき知財事務局作成

権利者（特・実）が敗訴した事件のうち権利無効が原因で敗訴した事件の割合



出典：「審判の現状と課題」（特許庁，2012年）

日本の特許権侵害訴訟は権利者に厳しいのかという点に関する意見

○アメリカは、一昔前は非常に権利者に有利だったが、KSR判決等の一連の最高裁判決が出され、アメリカの特許権者もそう簡単には勝訴できない状況になっている。ドイツ、オランダも非常にクレーム解釈が厳しく、進歩性のハードルも高い。**日本の制度が権利者に厳しいとはいえないと思う。**（弁護士）

○日本の裁判は、当事者、代理人は論理的に整合のとれた判断を求め、裁判所もそれに答えるように努力する傾向がある。被告が、丹念に公知技術を探して発明の容易性を立証する訴訟活動を重ねれば重ねるだけ「原告の発明が容易である」との立証に成功する可能性が高まる。**各国の裁判が、このような日本型の精密司法を実施するならば、問題は少ないが、実際はそうならないため、日本の裁判だけが、相対的に厳しいという評価につながるのか**と思っている。（判事）

○裁判所の判断については、いろいろな国のいろいろな裁判所の判事の中で、**ばらつきが一番少ないのは日本ではないか**と思う。（産業界）

出典：パテント2012 Vol.65 No.8

⁷ 平成24年度知的財産権制度説明会テキスト「審判の概要」（特許庁，2012年）の第15頁参照。

2-2. 特許制度の国際調和推進

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 世界各国へ働きかけ、特許制度の国際的な調和を目指す。

【実績】

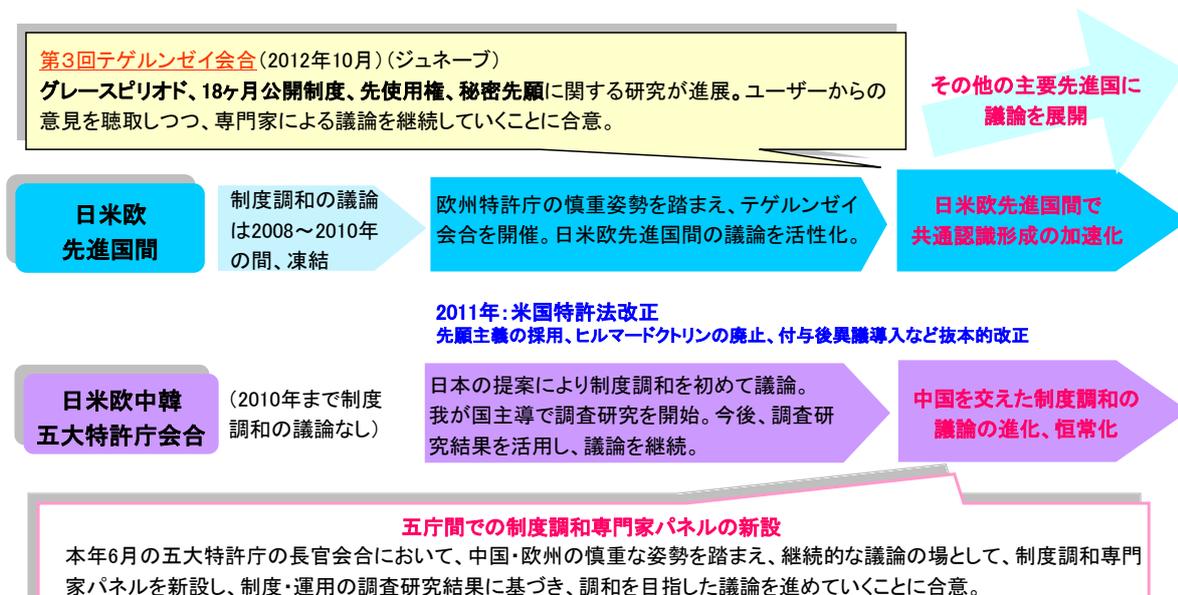
- ・ 特許庁を中心に欧州とともに米国に働きかけた結果、米国で従来の先発明主義から先願主義に移行する画期的な米国発明法が成立した（2011年9月）。
- ・ 中国等各国との特許審査ハイウェイ制度を実現した。

【論点】

（1）国際的な特許制度の調和に向けた議論

- ・ 出願人が世界各国において円滑かつ高い予見性を持って特許権を取得できるようにするためには、各国の特許制度の調和を促進することが重要。
- ・ 1985年以降、世界知的所有権機関（WIPO）で特許制度調和の議論が進められ、2000年に手続面を対象を絞った特許法条約（PLT）が成立（日本は未加盟）。
- ・ 2001年以降は、特許取得の実体面に関する制度調和の議論がWIPOや先進国間で行われてきたが、先進国と途上国の対立や先進国間での意見の相違等により、議論が停滞。
- ・ 2011年、米国において先願主義への移行を含む米国発明法が成立。
- ・ 現在は、日・米・欧先進国間や、五大特許庁（日、米、欧、中、韓）の枠組で、制度調和に向けた実務レベルでの調査・分析作業を含め、議論を実施中。

特許行政年次報告書 2012年版、「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁、2012年6月）に基づき知財事務局作成



特許庁作成資料

ユーザーからの声

- 日本特許庁(JPO)は世界で一番の審査能力。**JPOのスタンダードをアジアをはじめとした各国特許庁に発信して欲しい。**

出典:「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」(特許庁,2012年3月)

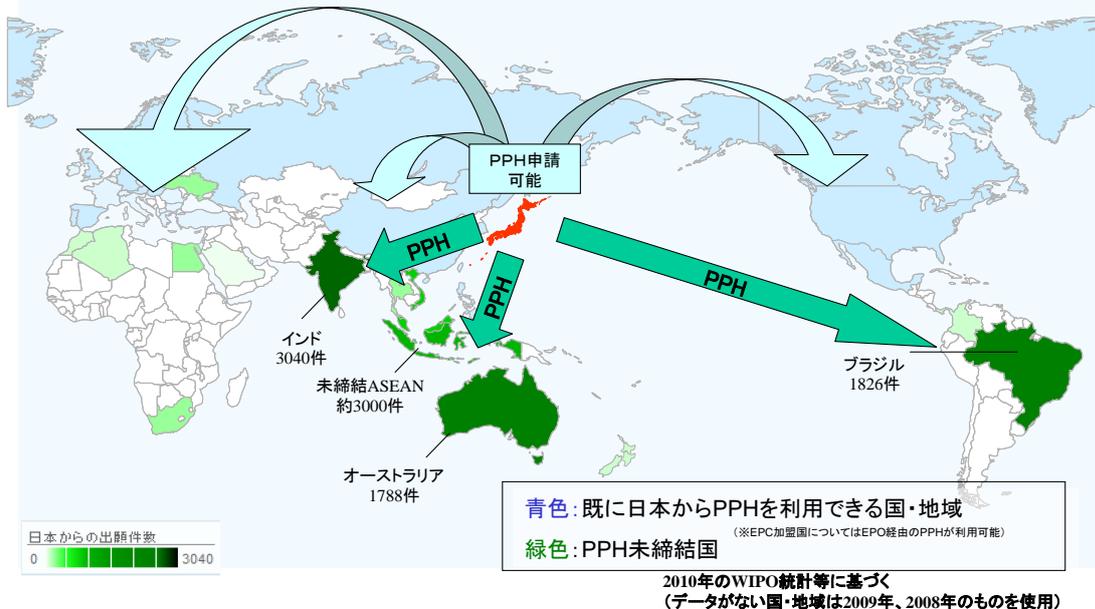
(2) 国際特許ネットワークの形成

特許制度調和の議論が進展しないなか、各国特許庁間で審査結果を相互に利用することによる審査負担の軽減や、審査実務・運用の国際的調和を目指して以下のような取組が進められてきた。

①特許審査ハイウェイ (PPH) (2006年～)

- ・ 特許審査ハイウェイ (PPH) とは、第1庁(先行庁)で特許可能と判断された発明を有する出願について、第2庁(後続庁)において簡易な手続で早期に審査を受けることができる枠組み。
- ・ 2006年7月に、日本と米国との間で世界初の PPH 試行プログラムを開始。
- ・ 日本は世界に先駆けて中国との PPH を開始。23 か国・地域と PPH を実施中 (2012年12月時点)。
- ・ 日本特許庁では、今後発展が見込まれる新興国等と PPH を交渉。さらに、PPH の利便性の向上のための取組を進めているところ。

新興国へPPHを拡大し、日本企業の海外進出をサポート

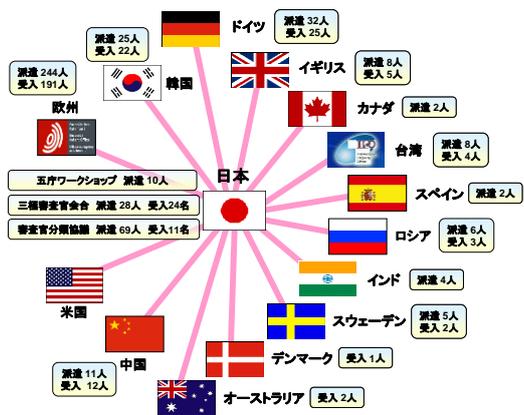


出典:「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁,2012年6月)

②国際審査官協議（2000年～）

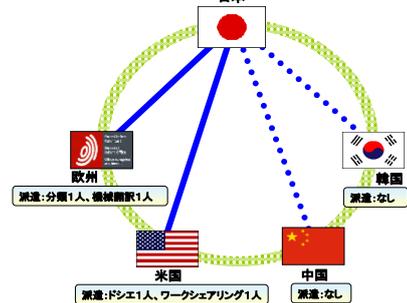
- ・ 特許庁間の審査結果の相互利用や審査実務・運用の調和を促進するため、日本特許庁は、日本の審査官と他国の審査官が実案件を用いて互いの審査実務について協議を行う国際審査官協議の取組を推進している。
- ・ 2000年以來、米欧中等を含む14の海外特許庁との間で審査官協議を行い、合計約470名を派遣するとともに合計約320名の受入れを実施(2012年11月末時点)。
- ・ 2012年度からは、従来一般的であった1～2週間程度の短期派遣に加え、3か月程度の中長期派遣のスキームを開始。

【審査官協議＜短期派遣＞】



(注) 2000年4月から2012年5月末までの実績(延べ人数)

【審査官協議＜中長期派遣＞】



▶平成24年度より、米国・欧州特許庁とは、中長期滞在型審査官協議を開始。

▶短期のスキームに比べ、他庁審査官と十分な時間の協議が可能。

▶加えて二国間での重点施策を進める上で日本国特許庁の現地窓口としてポストブレイ的な活躍が期待。

出典：特許行政年次報告書 2012年版

2-3. 特許審査の迅速化

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する。2013年には、世界最高水準である審査順番待ち期間11か月を達成する。

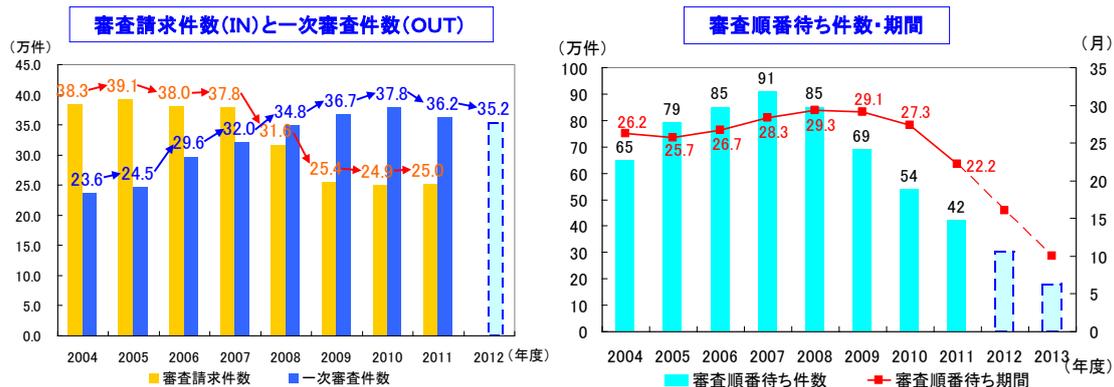
【実績】

- ・ 「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」を制定し、先行技術調査機関を拡充する等の措置を講じた（2004年6月以降順次施行）。
- ・ 任期付審査官の採用、検索外注の拡大を含めた審査処理能力の強化、企業における出願・審査請求構造の改革等、目標達成に向け、官民挙げての総合的施策を講じてきた。
- ・ 2013年に審査順番待ち期間11か月を達成する見込み。

【論点】

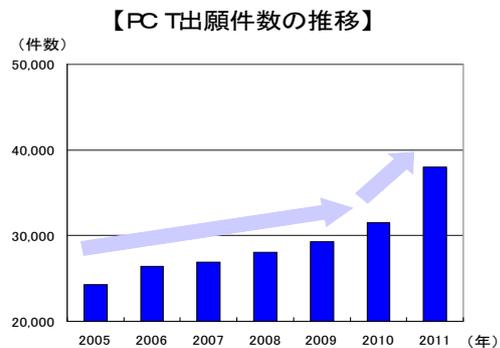
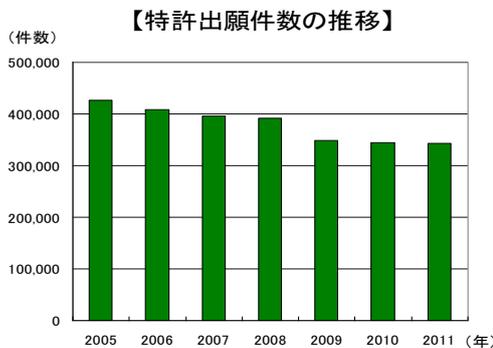
(1) 特許審査の現状

任期付審査官の採用、先行技術調査の外注の拡大等をはじめとした審査の迅速化施策により、審査順番待ち件数及び審査順番待ち期間は着実に短縮。



出典：「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁、2012年6月）

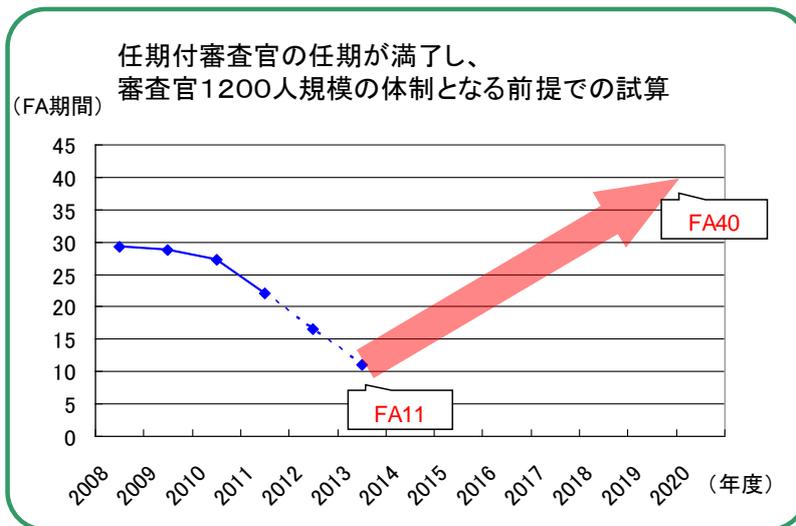
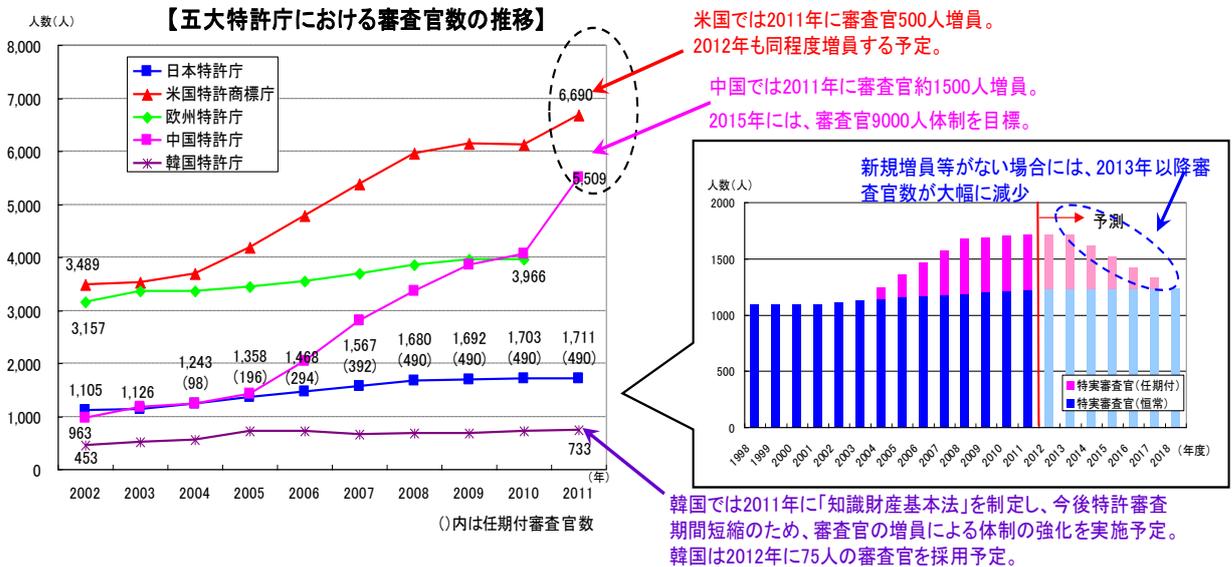
日本への特許出願件数は近年減少傾向にあるものの、日本国特許庁が受理するPCT出願件数は大きく増加。PCT出願は一定期間内に審査する必要があるため、PCT出願が増加すると、その分国内出願の審査が後回しになる可能性がある。



出典：「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」（特許庁、2012年3月）

(2) 審査順番待ち期間についての今後の展望

- ・ グローバル出願の増加や出願人ニーズに対応するための新たなサービスの提供に向け、各国特許庁は審査官の増員等の体制強化を実行。
- ・ 企業のグローバルなビジネス展開を支援するため、世界で通用するハイクオリティな権利をタイムリーに世界の特許庁に発信することへの要望が強いなか、我が国においては、2013年以降、任期付審査官の任期満了にともない、審査官数は大幅に減少。
- ・ 予算や人員について追加的な手当てを行わずに、増加するグローバル出願に対処しつつ世界で通用するハイクオリティな権利設定を行える体制を構築しようとする場合、特許庁の試算によれば審査順番待ち期間が長期化。



出典：「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」及び「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁，2012年）

2-4. 審判制度の改革

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 審判制度を簡素化・合理化するとともに機能の充実を図るため、異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度の在り方、審判と審決取消訴訟との関係等について検討し、2003年の通常国会に所要の法案を提出する。
- ・ 特許の有効性を無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題の対応策について検討を行い、必要な措置を講じる。

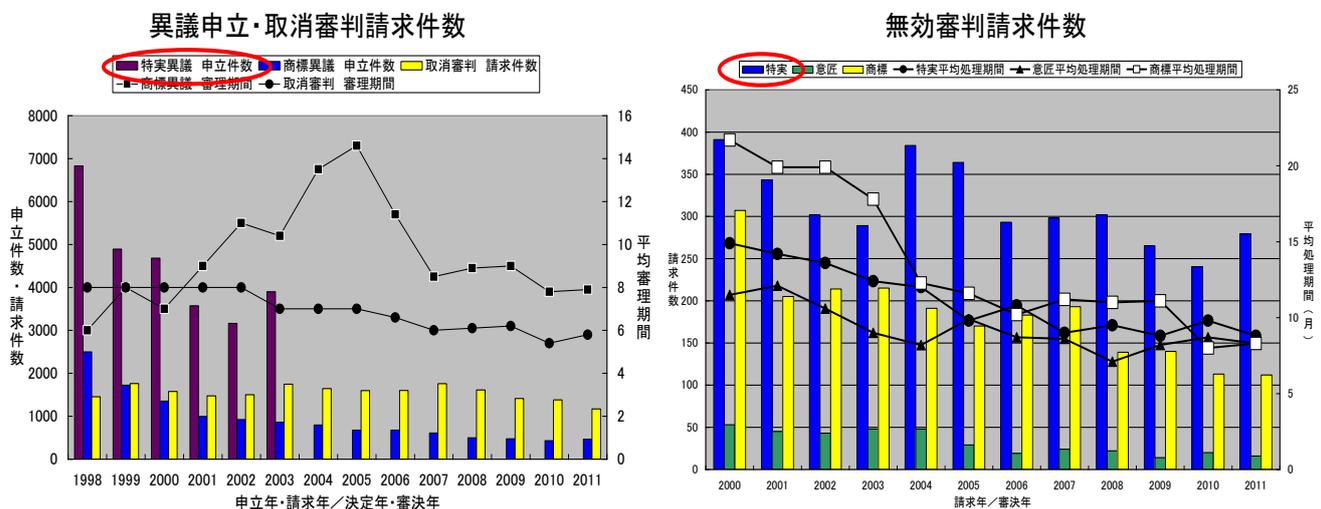
【実績】

- ・ 特許法改正により、異議申立制度が無効審判制度に一本化された（2003年）。
- ・ 「ダブルトラック」に係る問題について産業構造審議会特許制度小委員会において検討がなされ（2010年～2011年）、無効審判が有効に活用されている現状、特許法第104条の3の制定に至る検討経緯等を踏まえ、現行どおり両ルートの利用を許容することとすべきであるとの提言がなされた。

【論点】

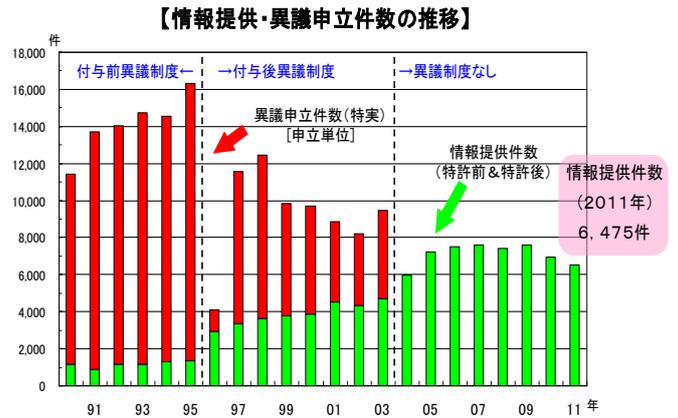
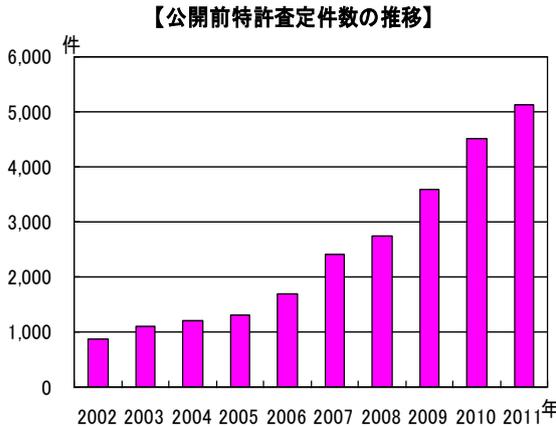
（1）無効審判の利用状況

- ・ 特許異議申立制度は2003年末で廃止。
- ・ 無効審判請求件数は、2004～2005年は特許異議申立制度の無効審判制度への統合等により増加したが、その後は250～300件程度で推移。



（2）特許付与後の権利見直し制度の検討

- ・ 審査順番待ち期間の短縮及び早期審査申出件数の増加に伴い、出願公開前に特許査定される案件が増加しており、特許査定前の情報提供の機会が減少。
- ・ こうした状況を踏まえ、特許権の安定性向上の観点から、現在特許庁において特許付与後の権利の見直し制度の導入について検討中。



出典:「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁,2012年6月)

ユーザーからの意見

特許権付与後の権利の見直し制度の導入を支持する意見

- 現行の無効審判制度は異議申立制度の代替として機能しているとは言い難い。
- 無効審判は企業にとってハードルが高い。特許付与後の簡易な見直し制度の導入を検討して欲しい。

特許権付与後の権利の見直し制度の導入に慎重な意見

- 付与後の権利の有効性を争う簡易な手段の導入は、濫用による特許権者の負担増加と、ビジネスの予見性低下を招き、特許権者の適切な保護を阻害する。

出典:「知的財産権を巡る国際情勢と今後の課題」(特許庁,2012年3月)

(3) 海外における異議・無効制度

① 米国

米国は特許法改正により、特許を取り消す手段として付与後レビューを新たに導入。従来の当事者系再審査制度を改変した当事者系レビューと併せて、特許付与直後はレビューの開始ハードルを低くし、一定時間が経つと証拠の限定や要件の厳格化により開始ハードルを上げるという設計。

② ドイツ

特許商標庁に特許付与の見直しを求める制度として異議制度がある。無効審判制度は存在しない。異議申立期間の経過後は、異議手続が特許商標庁に係属していない場合に限り、特許無効訴訟を連邦特許裁判所に提起することができる。

③ 中国

日本の無効審判に相当する制度を有する。従前、付与後異議制度に類似する取消請求制度が存在したが、2001年の第二次特許法改正で廃止。

④ 韓国

無効審判制度を有する。従前、付与後異議制度があり、何人も特許登録公告後3月以内に異議申立てをすることができたが、2006年の特許法改正により無効審判制度に統合・一本化。

出典:「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁,2012年6月)、特許制度小委員会参考資料5(特許庁,2012年8月)

2-5. 営業秘密の保護強化

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針を2002年度中に作成する。併せて、不正競争防止法改正による民事・刑事両面にわたる営業秘密の保護強化について、人材流動化に対する抑止効果等、それらに伴って生じうる問題点に配慮しながら、2003年の通常国会に改正法案を提出する。

【実績】

(1) 不正競争防止法の改正⁸

2003年度の改正で、営業秘密の不正な取得・使用・開示等に関する刑事罰の導入等を実施した後、累次の改正で営業秘密に関する刑事罰の強化等を実施（2004年、2005年、2006年、2009年、2011年）。

- ① 2003年 営業秘密侵害罪の創設。製造技術や顧客リストの不正競争目的での取得使用等、違法性の高い営業秘密侵害行為類型に限定し刑事罰を導入。
- ② 2004年 裁判所法等の改正。秘密保持命令制度導入等。
- ③ 2005年 営業秘密侵害罪の罰則強化。ア. 罰則の見直し（懲役3年以下又は罰金300万円以下→懲役5年以下又は罰金500万円以下に引き上げ、懲役刑と罰金刑の併科を導入）、イ. 国内で管理されている営業秘密の国外使用・開示処罰の導入、ウ. 退職者処罰導入（媒体取得・複製を伴わない営業秘密の不正使用・開示について、在職中に約束や請託があるケースに限定して処罰対象）、エ. 法人処罰導入（1億5000万円以下）。
- ④ 2006年 営業秘密侵害罪の罰則強化。ア. 懲役5年以下又は罰金500万円以下→懲役10年以下又は罰金1000万円以下に引き上げ、イ. 法人重課を1億5000万円以下→3億円以下に引き上げ。
- ⑤ 2009年 営業秘密侵害罪の罰則強化。ア. 目的要件変更（不正競争目的→図利・加害の目的）、イ. 第三者による営業秘密の不正取得に対する刑事罰の対象範囲の拡大、ウ. 従業者等による営業秘密の領得行為自体への刑事罰の導入。
- ⑥ 2011年 営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備（秘匿決定、呼称等の決定、期日外での尋問等）

(2) 「営業秘密管理指針」の策定

「知的財産戦略大綱」（2002年）の指摘事項に伴い2003年に策定。その後、上記の不正競争防止法の改正に伴い累次の改訂を実施（2005、2010、2011年）。

【論点】

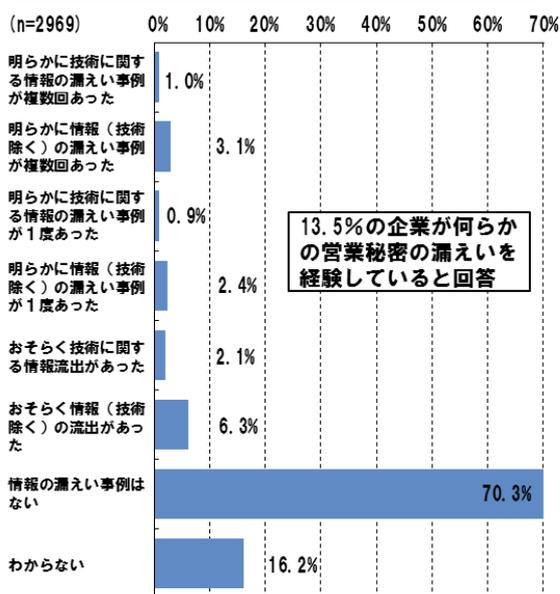
(1) 『営業秘密の管理実態に関するアンケート調査⁹』（経済産業省）報告概要

⁸ 出典：経済産業省「不正競争防止法の概要（平成24年度版）」、「営業秘密管理指針の概要（平成23年12月1日改訂版）」から営業秘密保護に関連する情報を抜粋。

⁹ 日本の製造業、情報産業、サービス業等、1万社程度に対して調査を実施。回収率30.1%

調査結果（確報版 2012年12月11日）の概要¹⁰は以下の通り。

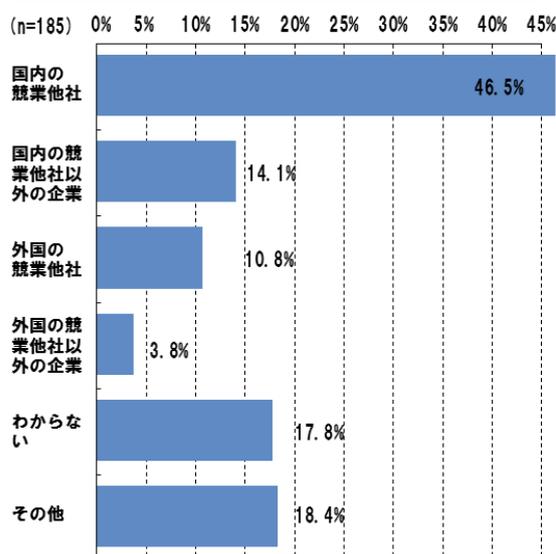
図1 営業秘密の漏えい事例（過去5年間）



※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

13.5%の企業が何らかの営業秘密の漏えいを経験していると回答

図2 営業秘密の漏えい先



※過去5年間で営業秘密漏えい事例が明らかになったと回答した企業のみ回答
※複数回答式のため、各選択肢の割合の合計は100%にならない

図3 営業秘密の漏えいによる損害

※過去5年間で営業秘密の漏えい事例があった企業のみ回答（n=183）

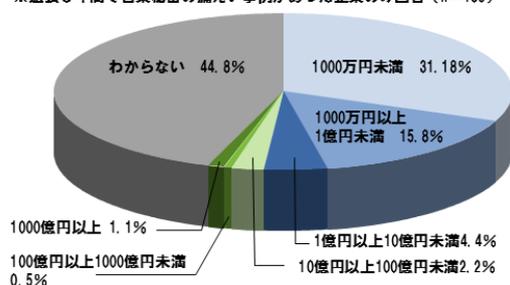
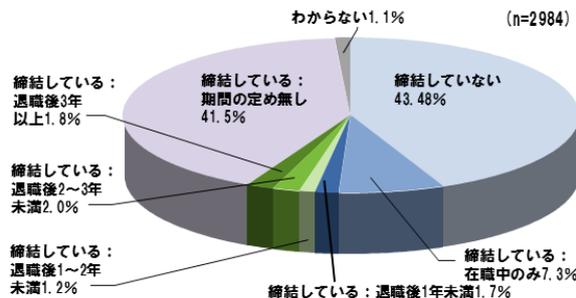


図4 従業員との秘密保持契約



（2）不正な技術流出・営業秘密漏えいに対する対策検討の現状

経済産業省は「人材を通じた技術流出に関する調査研究委員会」を開催し、技術流出に対して企業が取りうる対応策の検討を開始。

（3）日本と諸外国との営業秘密保護法制の比較

主な相違点：海外に営業秘密を持ち出した場合、米国、ドイツ、韓国には刑事罰の加重がある。一方、日本には刑事罰の加重がない。

¹⁰ 経産省 知的財産政策室「平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究」アンケート調査結果概要（確報版）<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/hokoku.html> から抜粋

日本と諸外国との営業秘密保護法制の比較¹¹

	刑事罰の内容	海外に営業秘密を持ち出した場合の刑事罰の加重の有無
米国	10年以下の懲役又は罰金、又はこれを併科 経済スパイ法 1832 条	有り 50 万ドル以下の罰金もしくは 15 年以下の懲役、又はこれを併科 経済スパイ法 1831 条
ドイツ	3 年以下の自由刑又は罰金 不正競争防止法 17 条	有り 5 年以下の自由刑又は罰金 不正競争防止法 17 条
韓国	5 年以下の懲役又はその財産上の利得額の 2 倍以上 10 倍以下に相当する罰金 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 18 条 2 項	有り 10 年以下の懲役又はその財産上の利得額の 2 倍以上 10 倍以下に相当する罰金 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 18 条 1 項
中国	3 年以下の有期懲役又は拘留に処し、単独に若しくは併せて罰金を科す。特に重大な結果※ ¹ をもたらした場合は 3 年以上 7 年以下の有期懲役に処し、罰金※ ² を科す。 刑法 219 条 ※ 1 権利者に与えた損害額が 250 万元以上の場合 ※ 2 罰金額は裁判所の裁量による	無し ※国家機密又は情報を海外に持ち出した場合の罰則はある。(5 年以上 10 年以下の有期懲役又は無期懲役) 刑法 111 条
台湾	刑事責任は 5 年以下の有期懲役又は拘留で、5 万台湾元 (約 14 万円) 以上 1,000 万台湾元 (約 2,700 万円) 以下の罰金を併科できる。 (2012 年 改正条文 第 13 条の 1) 法人に対しても各条号の罰金等を科する両罰規定を新設。(2012 年 改正条文 第 13 条の 4)	意図的に域外 (海外) で使用し第 13 条の 1 に挙げる罪の一を犯した場合、重罰規定を加えた。この他に営業秘密侵害の刑事責任の親告罪規定を新設。(2012 年 改正条文 第 13 条の 2、第 13 条の 3)
日本	10 年以下の懲役若しくは 1000 万以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 不正競争防止法 21 条 1 項	無し

(4) 有識者等の意見

【法整備・契約】

- 退職時に契約を結び対応。制限期間を 1 年間設け他社で競業業務に就かないよう手当。当社技術分野においては、制限期間は 1 年間で十分 (知財事務局による企業ヒアリングより)。
- 営業秘密については、不正競争防止法での対応は無理。例えば営業秘密保護法のような独立の法を制定すべき。また、海外への営業秘密の持ち出しについては刑事罰を加重すべき。(専門調査会 委員)

【技術者の待遇・情報管理】

- 営業秘密や職務発明の問題については労使問題的な要素を多分に含んでいる。労働法の切り口から検討することもあり得るかもしれない。(専門調査会 委員)

¹¹ 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 資料に基づき、知的財産戦略推進事務局が台湾情報を追記し作成

3. 知的財産の活用(適切な権利行使の在り方の検討)

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、民法上の権利濫用の法理や米国の判例等を考慮しつつ、差止請求に係る要件等の在り方、損害賠償請求制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

【実績】

- ・産業構造審議会特許制度小委員会において特許権に基づく差止請求権の在り方について検討がなされ(2010年~2011年)、「パテントトロール」や国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態、諸外国における議論等の動向を踏まえつつ、多面的な検討を行った上で、引き続き、我が国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか検討することが適当であるとの結論を得た。
- ・2005年6月、公正取引委員会が「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を策定、公表した¹²。

【論点】

(1) 差止請求権の制限についてのユーザーの意見

- ・技術の高度化・複合化に伴い、ひとつの製品に極めて多くの特許権及び権利者が関わってくる「特許の藪」といわれる状況が生じている分野もある。
- ・こうした分野において一部の権利者による差止請求が認められると、製品全体の製造・販売が差止められる等社会への影響が大きいため、権利行使の目的や態様等によっては差止請求権を制限すべきではないかとの議論が存在。
- ・他方、差止を制限することにより特許権が弱体化することへの懸念も存在。

ユーザーの意見

事業を行っていない者による特許権の行使について

➤ 制限の必要性があるとする意見

自らは特許発明を実施せず、差止請求権を盾に高額な賠償金や実施料を要求する等の行為は不当であり、イノベーションを阻害するものであるため、このような場合には特許権者による差止請求権の行使を認めるべきでない。

➤ 制限に慎重な意見

我が国の特許制度には、懲罰的賠償など侵害を抑止する手立てが少ない。また、特許権侵害訴訟における特許権者の勝訴率も低い。このような状況において、差止請求権を制限すると、我が国の特許権がさらに弱体化するおそれがある。

¹² 標準化活動及びそれに伴うパテントプールの形成・運用に関する独占禁止法上の考え方を明確化する目的で策定。例えば、必須特許以外の特許がパテントプールに含まれる場合には、規格の普及の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無等の市場の状況の外、必須特許以外の特許がパテントプールに含まれることの合理性や競争制限効果の程度を勘案することによって独占禁止法上の問題を判断する点や、パテントプールを通じたライセンスにおいて、特段の合理的な理由なく、特定の事業者にのみ①ライセンスすることを拒絶する、②他のライセンスと比べてライセンス料を著しく高くする、③規格の利用範囲を制限する等の差を設けることは、独占禁止法上問題となるおそれがある点等が記載されている。

技術標準に係る特許権の行使について

➤ 制限の必要性があるとする意見

技術標準の形成・活用が妨げられ、技術標準化への参加者のみならず社会も損失を被るため、権利行使を認めるべきではない。

➤ 制限に慎重な意見

差止請求権を制限することにより、特許発明の実施者（標準化技術の利用者）は差止めを受けるおそれなくなる。その結果、**実施者がライセンス交渉のテーブルにつかず、または交渉が長引き、特許権者が不利益を受けるおそれがある。**

製品に対する寄与度の低い特許に基づく権利行使について

➤ 制限の必要性があるとする意見

製品全体に対する特許の寄与度が低いにもかかわらず**製品全体の製造や販売が差し止められるため、影響が大きい。**

➤ 制限に慎重な意見

一定期間があれば、特許回避は容易であるため、差止めを認めたとしても、それほど影響はない。他方、設計変更などにより特許回避が容易でないのであれば、むしろ製品における寄与度が高い特許であることが多いといえるのであるから、そのような場合にこそ差止めを認容すべき。

出典：産業構造審議会知的財産政策部会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」（2011年2月）

（２）差止請求権に関する主要諸外国の規定

① 米国

米国特許法第283条は、管轄権を有する裁判所は「衡平の原則に従って・・・裁判所が合理的であると認める条件に基づいて」差止命令を出すことができると定めており、差止命令を出すか否か、及び差止めの範囲は、裁判所の裁量事項であると解されている。

連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）は、従来、特許権侵害事案について原則として差止請求を認容する運用を行っていたが、2006年5月のeBay判決ではこの運用を連邦最高裁判所が覆し、差止めの認容については、裁判官が以下の要素を考慮して判断することとなった。

- ・ 権利者に侵害を受忍させた場合に回復不能の損害を与えるかどうか
- ・ その損害に対する補償は金銭賠償のみでは不適切か
- ・ 両当事者の辛苦を勘案して差止めによる救済が適切かどうか
- ・ 差止命令を発行することが公益を害するかどうか

② 英国

英国特許法上の差止め（英国特許法第61条第1項）は衡平法上の救済方法であり差止命令を出すか否かは裁判所の裁量事項であると解されているが、終局差止めについては、特許権侵害が認められれば通常は認められる。

③ ドイツ

特許権侵害があれば、原則として差止請求は認められる（ドイツ特許法第139条第1項）。なお、差止請求権の行使が権利の濫用に当たる場合には、信義則に関するドイツ民法第242条に基づき、差止請求権の行使が制限される可能性がある。

出典：産業構造審議会知的財産政策部会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」（2011年2月）

(3) 国際標準化と特許権

技術・規格等の普及を目的とする国際標準と独占排他権たる特許権の関係・取扱いについては、国際標準化機関において一定のルール(ITU/ISO/IEC共通パテントポリシー¹³⁾)が設けられている。ライセンスに係る特許権者の意思表示は以下の3通りに区分され、iii)が選択された場合には当該特許権を国際標準の中に含めることはできない。

- i) 無償でのライセンス意思
- ii) 非差別的かつ合理的条件でのライセンス意思
- iii) i)又はii)のいずれの意思もない

¹³ i) ISO/IEC Directives (ISO/IEC 共通特許規定) 及び ii) ITU General Patent Statement and Licensing Declaration/ Patent Statement and Licensing Declaration (ITU 特許声明書) で別々に定められているルールを共通化するためのポリシー。2007年3月1日発効。

4. 中小・ベンチャー企業の知財活動支援

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 産業活性化のため中小・ベンチャー企業の知財活動に対する支援体制を構築する。
- ・ 中小・ベンチャー企業に対する知財の情報提供・相談強化、特許手数料減免制度の見直し、外国出願支援を行う。

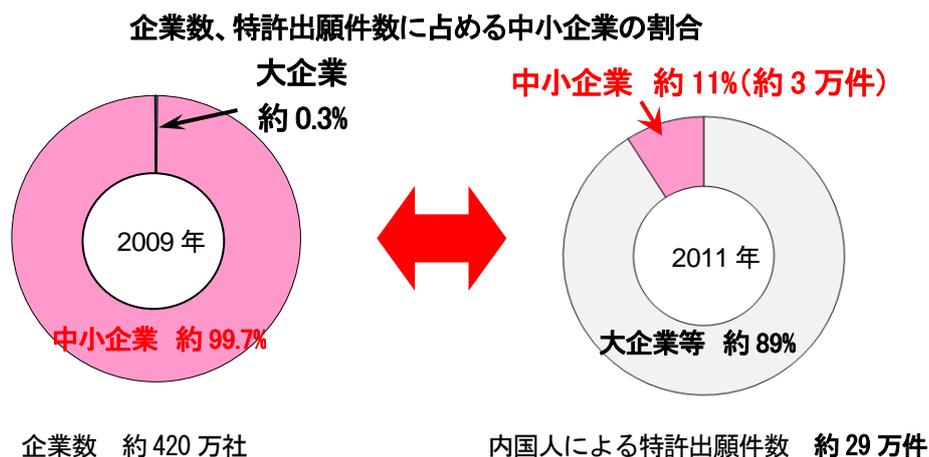
【実績】

- ・ 中小・ベンチャー企業からの知財関連相談を一元的に受け付けワンストップで解決を図る「知財総合支援窓口」を47都道府県57か所に設置した（2011年4月）。窓口担当約130人を配置し、相談に対して専門家（弁理士・弁護士等）のべ約11,000人を活用。2011年度の相談件数実績はのべ100,910件。
- ・ 特許法、産業技術力強化法及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づき、所定の要件を満たすことを条件として、中小企業を対象に、特許料及び審査請求料の半額軽減措置を実施。
- ・ 中小企業に対する外国出願にかかる費用の一部助成事業（地域中小企業外国出願支援事業）を開始した（2008年度より開始し、これまでに支援実施地域を36地域まで拡大し、支援実績はのべ209社）。

【論点】

（1）中小企業の知的財産に関する取組状況

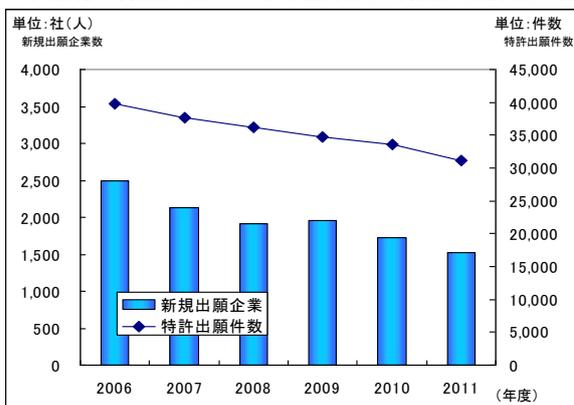
- ・ 中小企業における知的財産に関する取組は、大企業に比べて低調。



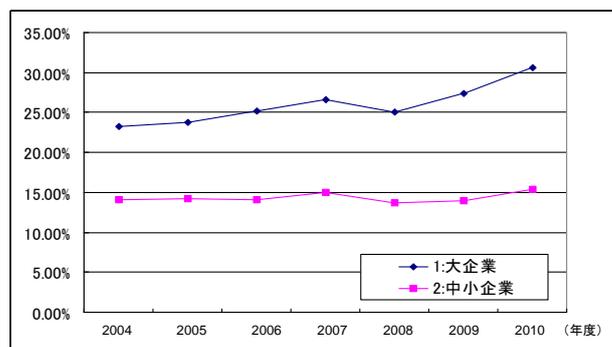
出典：中小企業白書 2012 附属資料集及び特許行政年次報告書 2012 年版に基づき作成

- ・ 中小企業の特許出願¹⁴が減少する中で、新規に特許出願する中小企業数も減少。
- ・ グローバル展開の進展に伴い、大企業が特許の海外出願率を増加させる一方で、中小企業は微増に留まる。

○新規に特許出願した中小企業数と特許出願件数の推移



○大企業と中小企業の特許の海外出願率



「知財立国に向けた新たな課題と対応」(特許庁, 2012年6月) から抜粋

¹⁴ (参考) 中小企業数及び中小企業の特許出願件数の減少率

・ 中小企業数は 2006年 → 2009年 で約1%減 (出典: 中小企業白書 2012 附属資料集)

・ 中小企業の特許出願件数は 2006年度 → 2009年度 で約12%減

(参考) フランスにおける中小企業の特許出願状況

フランス産業財産庁が公表した特許出願統計によれば、2007年から2010年の間、小企業※1と中企業※2の特許はそれぞれ18%、112%と力強く成長し、2011年もこの傾向は続き、小企業は8%近く、中企業は6%以上上昇した。2011年に公開されたフランス企業による国内ルートの特許出願のうち、4分の1近くが中小企業によるものである。

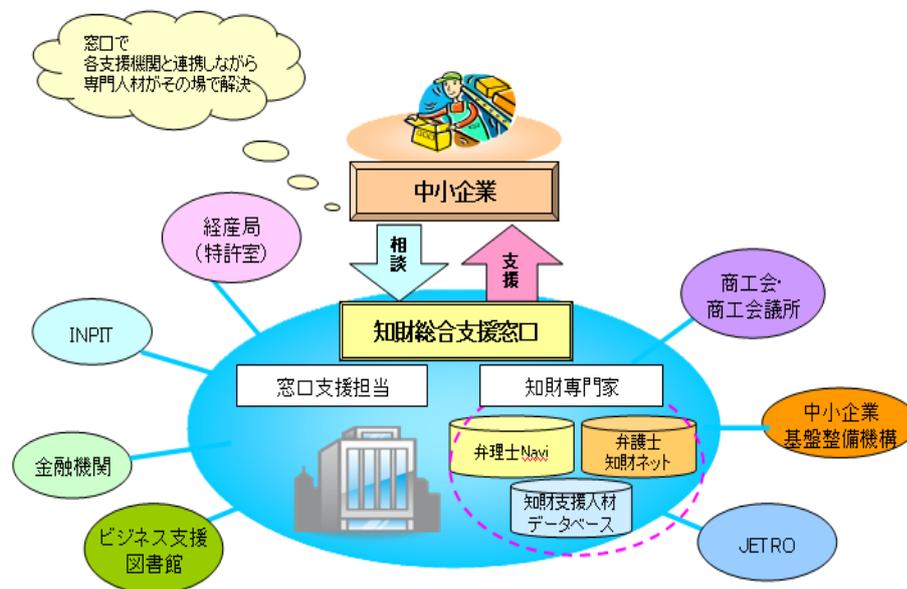
※1 従業員数 250 名未満であって、年間売上高が 50 百万ユーロ未満又は賃借対照表合計が 43 百万ユーロ以下の企業。

※2 従業員数 250~4999 名であって、年間売上高が 15 億ユーロ以下又は賃借対照表合計が 20 億ユーロ以下の企業。従業員数 250 名未満であるが、年間売上高が 50 百万ユーロを超えるか又は賃借対照表合計が 43 百万ユーロを超える企業も、中企業に含まれる。

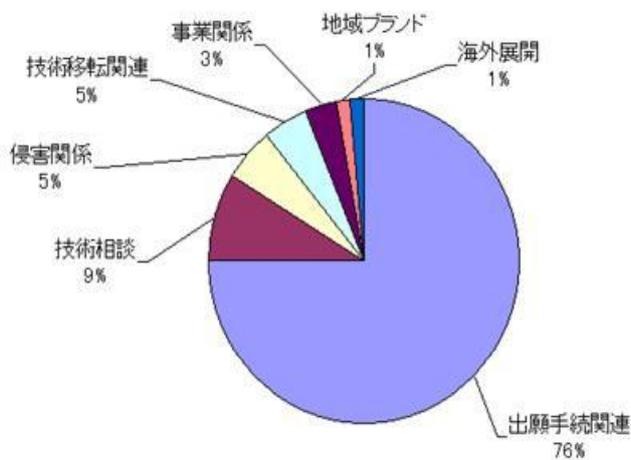
(2) 中小企業支援施策

①知財総合支援窓口

- ・ 「地域における知財の相談窓口がわからない」、「知財は専門性が高く相談に行きにくい」との中小企業の声を踏まえ、より利用しやすい体制に見直し、中小企業への知財支援を抜本的に強化（2011年度より）。
- ・ 各都道府県に中小企業からの相談を一元的に受け付ける「知財総合支援窓口」を設置し、各支援機関と連携して取り組んでいる。



相談項目比率



他機関からの紹介件数

連携機関からの紹介は以下のとおり。

※ 重複含む

商工会・商工会議所… 5, 742件
 金融機関… 218件
 自治体… 5, 493件
 中小企業支援センター… 4, 491件
 各種支援機関… 6, 231件
 (JETRO、中小機構等)

件数：4月～平成23年3月累計

特許庁作成資料

②料金減免制度

- ・ 中小企業の国内特許出願については料金の減免制度が整備されている。具体的には、所定の要件を満たし研究開発型中小企業と認められるか、以下①～③の要件を満たすことで、審査請求料及び特許料（1～10年分）の半額軽減を受けられる。

- ①法人税が課せられていないかまたは設立後10年を経過していない
- ②資本金3億円以下である
- ③他の法人に支配されていない。

「特許関係料金減免制度のご案内 概要版（対象：個人・中小企業等）」（特許庁作成リーフレット）

③地域中小企業外国出願支援事業（補助金）

- ・ 特許庁では、都道府県等中小企業支援センターを通じ、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う地域中小企業に対し、費用の一部（費用の1/2。特許出願は上限150万円、意匠・商標は上限60万円。）を助成。

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
実施地域数	4地域	8地域	16地域	26地域	36地域
支援企業数	11社	25社	71社	102社	—

「知財立国に向けた新たな課題と対応」（特許庁、2012年6月）に基づき作成

④その他支援施策

海外展開する企業等を支援するための海外知的財産プロデューサー事業や、新興国等知財情報データベース、知的財産権制度説明会等、中小企業等の知的財産に関する取組を支援するための様々な支援策が存在。

⑤中小企業等の声（知財事務局による有識者ヒアリングより）

- ・ 技術や特許の相談だけではなく、意匠・商標・営業秘密等も含めた総合的な相談ができる人財が必要。弁理士も出願手続きだけではなく、営業秘密管理等も含めた知財戦略の視点でコンサルティングをする必要がある。
- ・ 中国の模倣品対策にかかるコストが大きな負担となっている。また、中小企業にとって海外出願費用は高額であり、出願国を減らす等の妥協をせざるを得ない。
- ・ 今後海外出願（特に中国・タイ・韓国・台湾）を行うにあたって、海外特許情報入手する術がないので、そういった支援制度が充実するとよい。
- ・ 本来ならば戦略的に知財を確保し経営に活かすことが重要であるが、中小企業にとっては特許事務所は敷居が高く、多くの技術が特許化されないまま放置されている。中小企業でも気軽に相談できる場所が必要。

5. 国際標準化戦略の推進

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 我が国の国際標準化活動を抜本的に強化すべく、我が国全体としての国際標準総合戦略を策定・実行する。
- ・ 我が国の特長を活かせる国際標準化特定戦略分野について、事業化を見据え、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定・実行する。

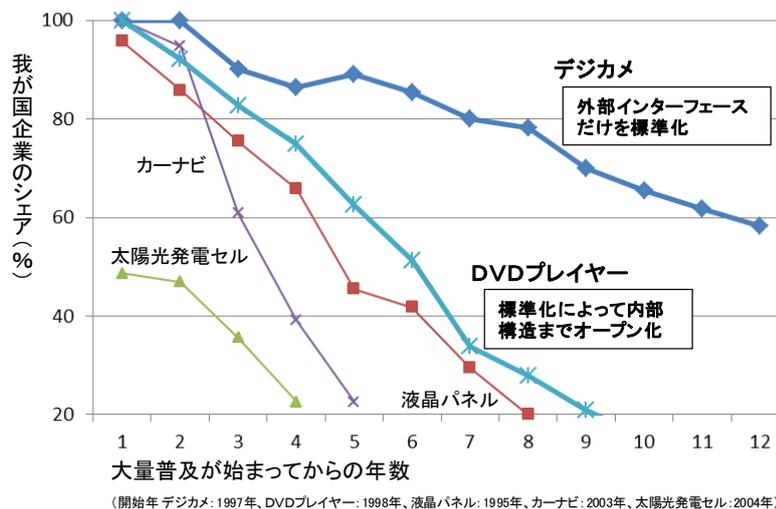
【実績】

- ・ イノベーションの促進、国際競争力の強化及び世界のルール作りへの貢献を図るべく、「国際標準総合戦略」を策定（2006年12月 知的財産戦略本部決定）
- ・ 2010年度に7分野（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギーマネジメント、コンテンツメディア、ロボット）を国際標準化特定戦略分野として選定。その後、国際標準化戦略（アクションプラン）を策定し、フォローアップ等を通じた関係者間における当該戦略の自律的展開を推進。

【論点】

（1）知的財産マネジメントの重要性

企業の競争力の源泉たるコア技術は特許やノウハウ等で守って他社との差別化を図る一方、コア技術の周辺部品やその評価方法等を国際標準化することで、国際アライアンス形成や調達コスト低減等による市場拡大を図る戦略（国際標準化を含む知的財産マネジメント戦略）が重要となる。



出典：小川絨一

「製品アーキテクチャのダイナミズムを前提とした標準化ビジネス・モデルの提案—新・日本型経営としてのビジネス・モデル・イノベーション(2)—」
「プロダクト・イノベーションからビジネスモデル・イノベーションへ—日本型イノベーション・システムの再構築に向けて(1)—」

（2）国際標準化特定戦略7分野の取組状況

今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する分野（7分野）に

関し、知的財産マネジメントの重要性を踏まえた標準化戦略（国際標準化特定戦略）を策定。その取組状況は以下のとおり。各分野において戦略の着実な進捗が見られる。

分野	取組状況
先端医療	<p>【iPS細胞】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオテクノロジーに関するISO/TCが2013年に設置予定。これに先立ち、「幹細胞技術及び再生医療分野の用語と定義に関する研究討論会」（将来の国内委員会の準備会合の位置づけ）を立ち上げ（2012年11月）。 <p>【先端医療機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4次元放射線装置及び集束超音波治療装置の安全性に係るIEC国際標準化を推進中。
水	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回ISO/TMB（技術管理評議会）において、水分野のタスクフォースの設置が決定（2012年6月）。共同議長ポストを日本が獲得。2013年2月に最終レポート提出予定。 ・膜処理システムを利用した再生水利用のためのマネジメント標準に係るISO国際標準原案を策定（2012年4月）。2013年10月を目途にISO国際標準化を目指す。 ・神戸でISOワークショップを開催（2012年7月）
次世代自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・CHAdeMO方式（日本）、US-COMBO方式（米国）、EUR-COMBO方式（欧州）、GB/T方式（中国）の4案併記によるIEC国際標準化を予定（2013年中）。 ・2012年10月に米国の自動車技術者協会（SAEインターナショナル）が電気自動車の急速充電規格としてCOMBO方式（欧米規格）を採用することを発表。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道規格を議論するISO/TC269の議長ポストを日本が獲得。空調設備の規格を日本から提案。（2012年10月）
エネルギーマネジメント	<p>【スマートグリッド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートメータ標準化検討会（国内）でHEMS用の標準インターフェイスをECHONET Liteとすることを決定（2012年2月）。米国のSEP2.0、欧州のKNXとも連携してISO/IEC国際標準化を推進中。 <p>【燃料電池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型定置式システム規格のIEC国際標準化を推進中。欧州市場へのビジネス展開を目指す。 <p>【蓄電池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型リチウムイオン電池の安全性に係るIEC国際標準化を推

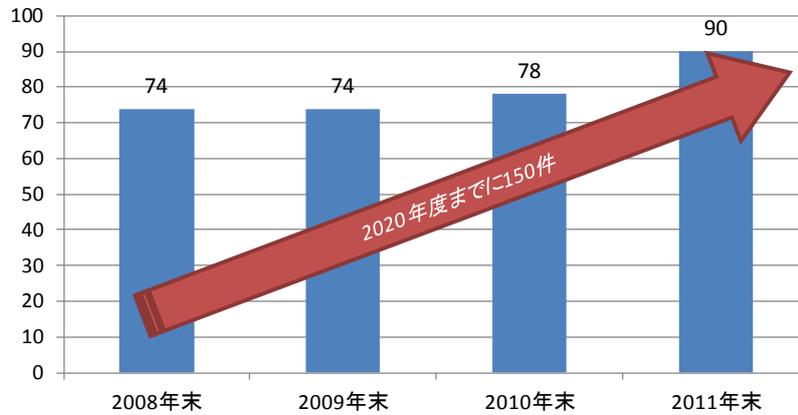
	<p>進中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置用リチウムイオン二次電池の安全性等に関して国際標準を提案。 <p>【LED 照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直管 LED ランプにおいて、JEL801 規格を 2013 年度早期に JIS 化予定。併行し、IEC における国際標準化を推進中。
コンテンツメディア	<p>【クラウド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド間連携の基本概念について ITU 勧告草案化（2012 年 6 月）。2013 年末を目途に ITU 勧告化を目指す。 <p>【デジタルメディアサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルサイネージの標準化を議論する ITU-T SG16 の議長ポスト及び Q13 のラポータポストを日本が獲得。システムのフレームワーク等について ITU 勧告化（2012 年 6 月） ・電子書籍関連の実務者同士による会合の場を設置し（2012 年 9 月）、縦書きテキストレイアウトに関する仕様の実装を支援。2012 年中に W3C CSSWG における最終草案化を目指す。 ・関係者間の検討を通じて Web と TV の連携において取り組むべき技術的事項を特定し、W3C TPAC 2012（2012 年 10 月末～11 月頭）において提案。2014 年を目途に最終勧告化を目指す。
ロボット	<ul style="list-style-type: none"> ・対人安全性に係る ISO 国際標準原案を策定（2011 年 9 月）。2013 年秋頃の ISO 国際標準化を目指す。

（3）国際標準化機関における活動の強化

経済産業省の「国際標準化戦略目標」（2006 年 11 月）において、国際標準化活動への取組強化の一環として、2015 年度までに国際標準化機関（ISO、IEC）における幹事国引受件数を欧米諸国に比肩する水準に増加させることを目標¹⁵として設定。

¹⁵ 「知的財産推進計画 2010」等においては、2020 年度までに 150 件の数値目標が掲げられている。

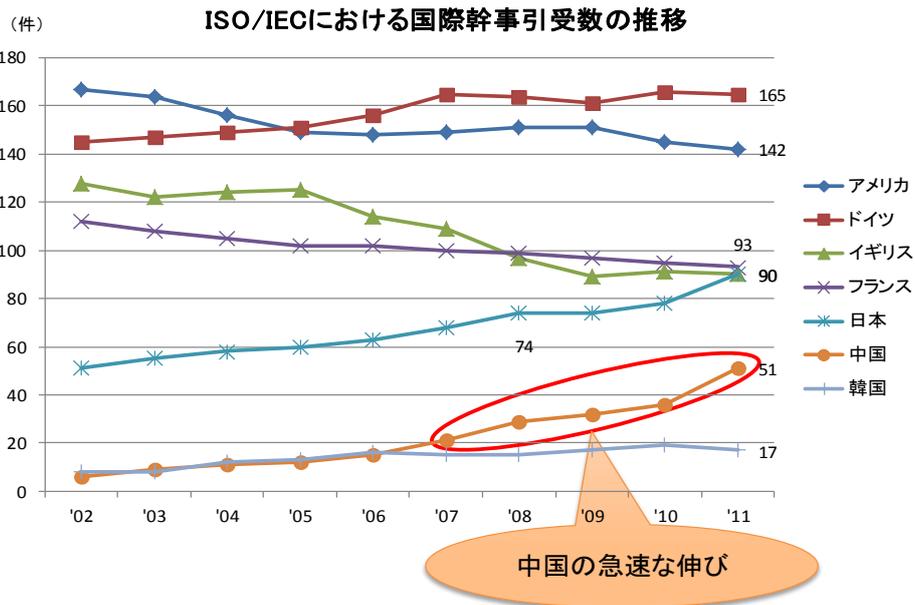
我が国の国際幹事件数 (ISO、IEC)



出典：ISO、IEC

(4) 国際標準化機関における中国・韓国の台頭

近年、国際標準化機関における中国の幹事国引受数が著しく増加。また、国際標準提案件数についても、中国・韓国の数字が増加。



出典：経済産業省

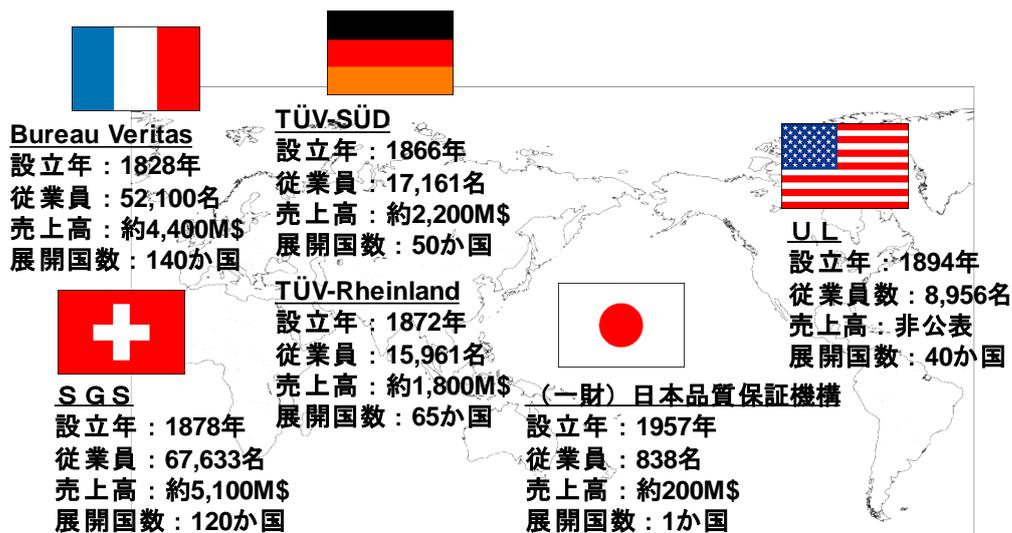
国名	IEC への国際標準提案件数 (2008. 10 - 2009. 9) → (2009. 10 - 2010. 9)
中国	11 → 23
韓国	20 → 25
日本	22 → 16

出典：IEC 事務局長講演資料

(5) 認証ビジネスの現状

国際標準化の取組と一体的に考えるべき認証の取組について、諸外国と比較した場合我が国の認証機関の歴史は浅く、また各認証機関等¹⁶に業務が細分化されていることから、その規模（従業員数、売上高規模、展開国数）も小さい。

各国の主な認証機関



出典：各社HP【2011年度（各社の事業年度）末の数字】

¹⁶ (一財) 日本品質保証機構の他、(一財) 電気安全環境研究所、日本電気計器検定所、(一財) 建材試験センター、(財) 日本食品分析センター、(財) 日本冷凍食品検査協会、(一社) 日本海事協会等が存在する。

6. 知財人財育成

【知的財産推進計画等における主な記載ぶり】

- ・ 2005 年度から 10 年間で知的財産人材を現在の約 6 万人から 12 万人へ倍増し、マルチメジャー人材や国際展開のできる人材、ビジネス・マインドの高い人材を育成し、積極的に活用していくことを目標とした「知財人材育成総合戦略」を推進する。
- ・ グローバル・ネットワーク時代において、各種知財人財が、必要な知識、技術・技能を身に付けて実践するための知財人財育成プランを確立し、実施に着手する。
- ・ 法科大学院における知的財産法教育の充実を図る。また、知財人財の裾野拡大のため、教員に対する知財教育研修の充実や学校・地域における知財教育の推進を実行する。

【実績】

- ・ 「知的財産人材育成総合戦略」を策定した（2006 年）。平成 18 年 2 月 24 日に開催された知的財産戦略本部会合（第 13 回）で報告された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて、知的財産人材育成推進協議会を設立。

【会員】

- ・ 一般財団法人 知的財産研究所
- ・ 一般社団法人 知的財産教育協会
- ・ 一般社団法人 日本知財学会
- ・ 一般社団法人 発明推進協会
- ・ 日本知的財産協会
- ・ 日本弁護士連合会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 独立行政法人 工業所有権情報・研修館

イベント・セミナー開催実績

第1回協議会は平成18年3月に、第1回作業部会は同年4月に開催し、その後は、毎年度、協議会は2回程度、作業部会は8回程度開催している。知的財産人材育成の普及・啓発を目的として、以下のイベントを開催した。

- ・ 知的財産人材育成シンポジウム
[平成19年度]: 参加者 約280名
- ・ 知財人材祭
[平成20年度]: 参加者 約200名
- ・ オープンセミナー
[平成21年度]: 参加者 267名
[平成22年度]: 参加者 520名

各機関における主要な取組項目

- ・ 知的財産教育研究への支援プログラムの充実
- ・ 先端技術を理解できる人財等の誘引・活用
- ・ 実務経験者の活用
- ・ キャリアパスの確立による融合人財の育成
- ・ 海外派遣など海外との交流の促進
- ・ 人財のネットワーク化

- ・ 「知財人財育成プラン」を策定した（2011 年）。
- ・ 法科大学院、知財専門職大学院、小・中・高・大における知財教育の充実を図った。

【パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト】

全国の高校生、高等専門学校生や大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を特許庁、文部科学省、日本弁理士会、独立行政法人 工業

所有権情報・研修館により実施している。パテントコンテストは2002年から始まり、これまで、応募総数1976件の中から、131件が特許出願支援の対象となり、そのうち66件が特許として登録された（2012年4月末現在）。



特許庁特許行政年次報告書 2012 年度版

(知財専門職大学院)

東京理科大学大学院 イノベーション研究科 知的財産戦略専攻（2005 年度開設）
 大阪工業大学 知的財産専門職大学院 知的財産研究科 知的財産専攻（2005 年度開設）
 日本大学大学院 知的財産研究科 知的財産専攻（2010 年度開設）

・大学・専門学校において国際標準化戦略に関する講座を開講。

2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度
3 校	5 校	4 校	9 校	2 校	2 校

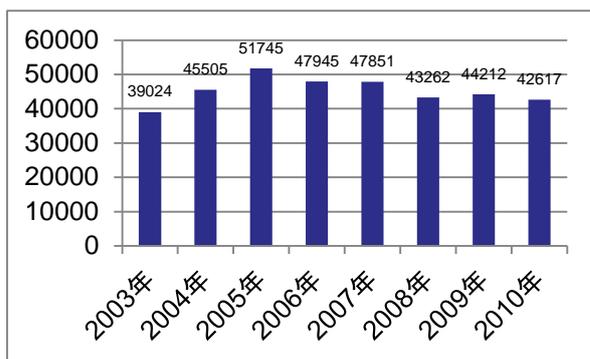
出典：経済産業省

【論点】

(1) 知的財産人財の数について

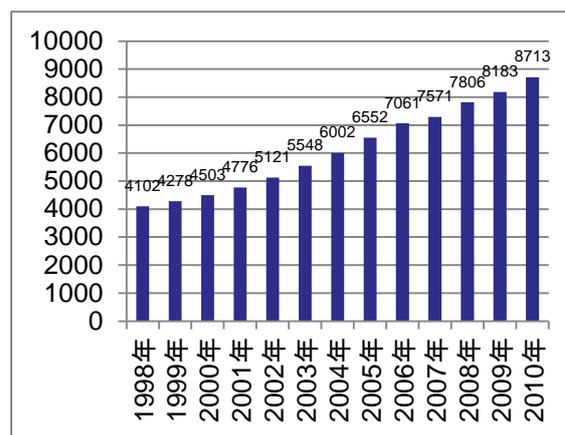
弁理士の数は増加しているものの、企業を中心として他のセクターにおいては、最近5年間では現状維持またはやや減少傾向にある。

企業等の知的財産担当者数の推移（全体推移値）



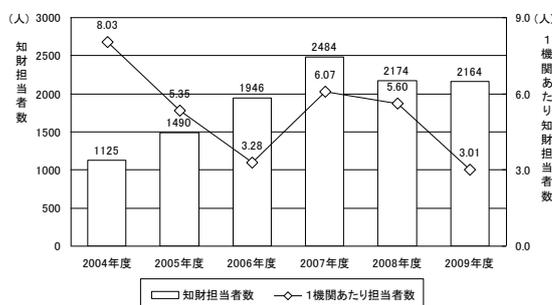
出所：特許庁「平成23年知的財産活動調査報告」

弁理士数の推移



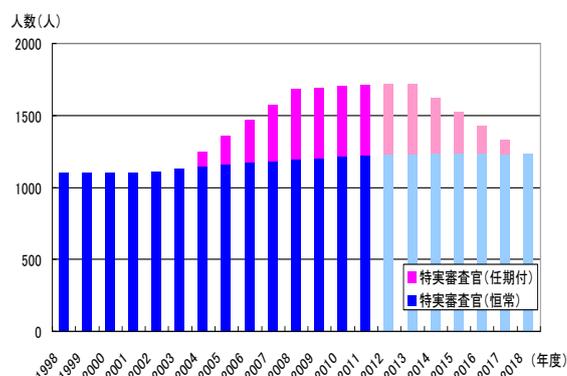
出所：特許庁「特許行政年次報告書2011年版」に基づき作成

教育機関（大学等）・TLOの知的財産担当者数の推移



出所：特許庁（2011）「平成22年知的財産活動調査報告書」

審査官数



出所：特許庁資料に基づき作成

(2) 大手エレクトロニクスメーカー知財担当役員に対するヒアリング結果

（知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書（みずほ情報総研株式会社）（平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）より）

- ・ 事業に活用できる知財について戦略的に考えるだけでなく、自分のビジネスを他社の特許を使わないで実施するためにはどうすればよいか、あるいは市場を作るために標準化をどう進めるか等、事業戦略のなかで知財をどう組み合わせるかという点が重要になる。
- ・ 知財についての意識が高い企業でも、知財活用が経営から分離しており、経営に知財を活用するという意識が有効に働いていない場合がある。

(3) 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会(知的財産推進計画 2012 策定に向けた検討)における知財人財育成に関する主な意見

- ・ 従来のように研究開発の成果を守るために事後的に特許を確保するだけでなく、事業構想を起点とした特許の確保、国際標準化や、デザインやブランドの価値を高める意匠・商標の確保、敢えて権利化しないノウハウ秘匿を含む、より高度で総合的な知財マネジメントを行える人財育成が必要。
- ・ 知財マネジメントの定石を把握させるための人財育成も必要。

(4) 弁理士に対するヒアリング結果 (知的財産権制度を巡る新たな状況に対応した人材育成の在り方に関する調査研究報告書(みずほ情報総研株式会社)(平成 23 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書)より)

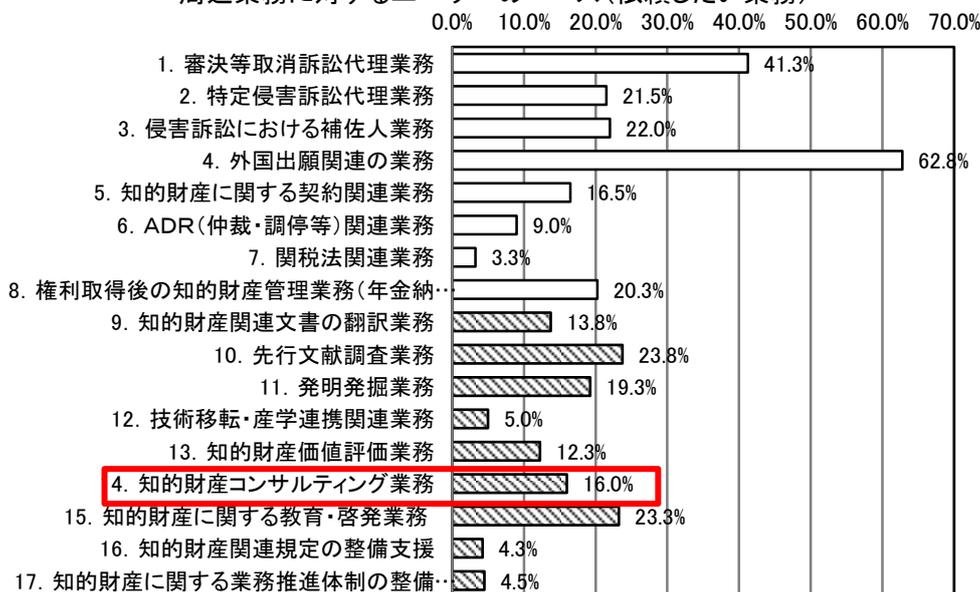
【特許事務所・弁理士を取り巻く状況】

- ・ 特許の出願件数として減少する一方、弁理士の数は 10 年前から大幅に増加している。また、弁理士報酬が自由化されたこともあって、1 件あたりの特許出願費用(手数料)は低下する傾向にある。

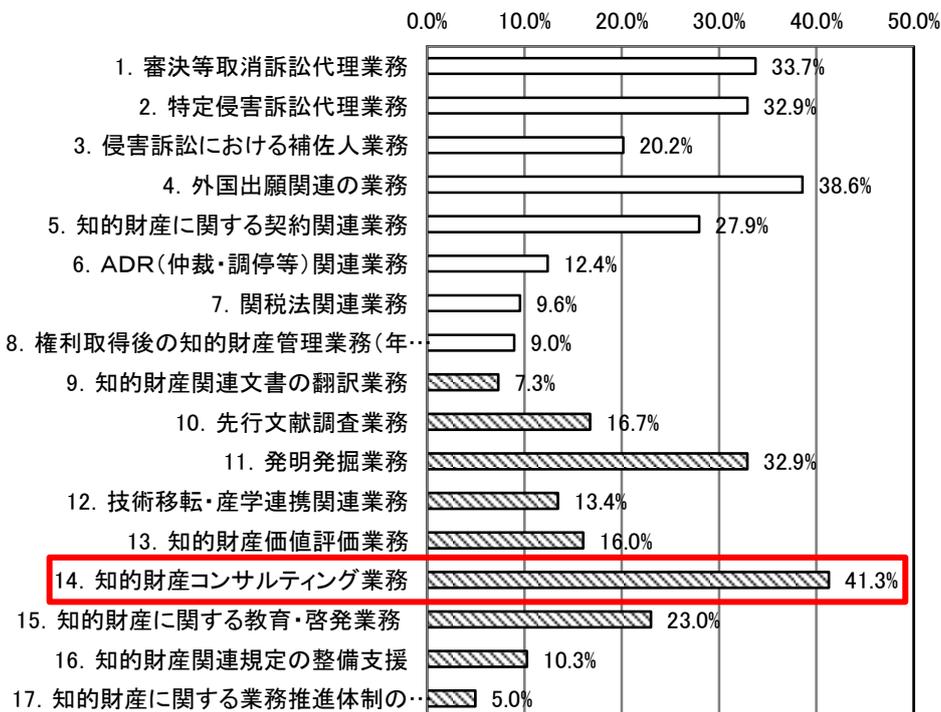
【顧客企業のカテゴリ(中小・大企業)による違い】

- ・ 中小企業では昨今の景気の低迷もあって、依頼する企業側はお金を持っていない。また、大企業では、出願を依頼する特許事務所を集約化する動きが見られる。
- ・ 特許事務所から見た場合、顧客としての大企業は、単価は安い安定しているという特徴がある。一方、中小・中堅企業は比較的高い単価で業務を受注することが可能であるという特徴がある。最近では中小企業も、知財に対する意識が高まってきているため、中小企業に対してはコンサルティング(例えば、当該企業のビジネスにとって知財はどれくらい意味があるのか、リスクはどうか等)、サービスを提供できなければならなくなっていると考えられる。

周辺業務に対するユーザーのニーズ(依頼したい業務)



弁理士が開拓したい周辺業務



出所：今後の弁理士のあり方に関する調査研究報告書（NRI サイバーパテント株式会社）
（平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）

(5) 知的財産アナリスト(知的財産教育協会による民間資格:2012年5月創設)

知的財産アナリストとは、企業経営・ファイナンス・知的財産に関する専門知識を有し、国内外の他社・自社の各種知的財産関連情報の収集・分析・評価・加工、知的財産あるいは企業の価値評価等を通じて、企業の戦略的経営に資する情報を提供できる特殊スキルを持つ職種。受講対象者は、既に基礎となりうる専門性を既に保有する所定の国家資格者（知的財産管理技能士・弁理士・弁護士・公認会計士等、一部に公的資格を含む）に限定。＜特許（ものづくり）＞区分については、養成講座として2011年9月より開始され、2012年5月より認定講座に移行。なお、＜コンテンツ＞区分については2012年11月に養成講座が開始。

【認定講座概要＜特許（ものづくり）＞】

○科目：企業戦略（免除可）、知的財産戦略、知的財産法（免除可）、知的財産調査、知的財産ファイナンス、知的財産情報戦略、まとめ（ケーススタディ（科目7））

○認定試験

試験種別	学科試験	実技試験
内容	各科目の知識の確認試験	レポート課題
実施形式	出題範囲：認定講座の講義範囲 問題数：40問 試験形式：択一式 ※免除科目についても解答の必要あり	課題数：2課題 課題内容：科目7の講義内で指定
受験資格	本講座の全科目（免除科目を除く）を受講した者	

○受講者数

第1期（2011年9～11月）：42名

第2期（2012年1～3月）：32名

第3期（2012年5～7月）：47名

第4期（2012年9～11月）：44名

合計：165名（※第1期～第2期：養成講座、第3期～第4期：認定講座）

○受講者属性（受講資格別のべ数） ※第1期～第4期

知的財産管理技能士（2級以上）：103名 公認会計士又は会計士補：9名

弁理士：27名

税理士：6名

弁護士：2名

銀行業務検定合格者：1名

技術士：3名

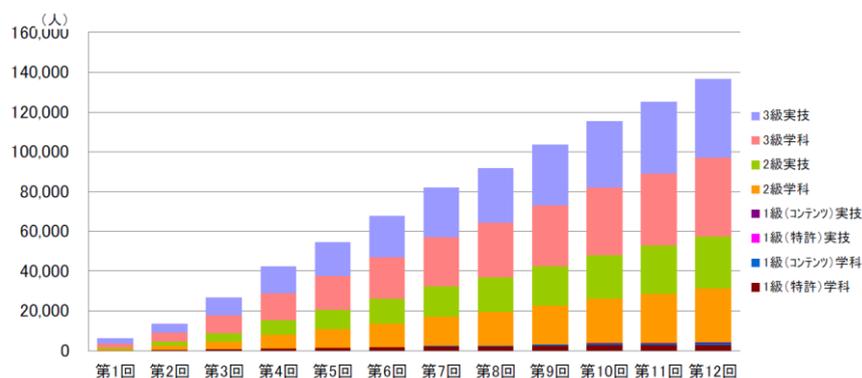
米国公認会計士（CPA）：3名

(6) 知的財産管理技能検定（知的財産教育協会による国家資格）

2004年に民間資格（旧「知的財産検定」）としてスタートし、2008年に国家資

格となった。技能の内容に応じ、3級、2級、1級に区分される。1級はさらに「特許専門業務」と「コンテンツ専門業務」の選択作業区分がある。区分および試験範囲は、経済産業省「知財人材スキル標準」に準拠している。各級の合格者は合格証書が交付され、技能士を称することができ、名刺等への記載が可能となる。

累計受験者数（2008年7月～2012年7月まで）



出所：知的財産教育協会 HP より抜粋